

次号予告

2014年3月号

特集 1

知っておきたい 「社会保障・税一体改革」

本年4月から、いよいよ消費税が上がります。これは、「社会保障・税一体改革」の一環で、その税収をすべて「社会保障制度」の改革にあてようというものです。では、その改革の中身やいかに？ 在宅医療・介護を担う専門職として、「知っておきたい」ポイントを探ります。

【座談会】「社会保障・税一体改革」とはいったい？

●高階恵美子・川淵孝一・山田雅子

【鼎談】看護職が知っておきたい「社会保障・税一体改革」

●齋藤訓子・馬庭恭子・新津ふみ子

「社会保障・税一体改革」への介護現場からの提言

●柳本文貴

特集 2

「障害者総合支援法」を 理解する！ 活用する！

「障害者総合支援法」が施行されて1年。その第2次施行が本年4月に迫っています。その前身である「障害者自立支援法」とは何が違うの？ この制度運用における訪問看護と介護の役割は？ 地域での有効活用をめざし、「総合支援法」を理解します。

「総合支援法」のねらいと概要●高木憲司

現場でいかに活用するか●李国本修慈

“困ってるひと”にとっての総合支援法●大野更紗

INTERVIEW ケアする人々

村松静子さん×沼崎美津子さん

編集後記

在宅関係者なら、「生活機能」を重視し、そのプラス面に光を当て、本人の「参加」の目標を最も大切にするICFの理念には、多くがピンとくるはずだ。ICFは、単なるアセスメントツールでも、漠たる考え方でもない。言うなれば、パソコンでいう「OS」だ（あくまで杉本解釈です）。「生活（機能）」は複雑で多岐にわたるため漠然としやすい。また、多職種が所属を越えて関わる在宅では、具体的な課題や目標を齟齬なく共有する難しさがある。でも、脳内パソコンに「ICF」という同じバージョンのOSさえ積んでいれば、3レベル3因子によって生活全体を具体的に捉えやすくなり、多職種で共有するにも話がはやい。ICFをインストールして、みんなで脳内OSをバージョンアップすれば、同じことをするにもきっとスムーズ・確実・はやくなる。…杉本

本号の特別記事のなかで、川添さんが「若い人たちの強みを活かしたい」と話されていたのが印象的でした。やはり、初めのうちは技術や経験は乏しくとも、「訪問看護に携わりたい」という気持ちをもって取り組むことが、いちばん大切なことなのではないでしょうか。JFA（日本サッカー協会）においても、8歳以下の年代では、技術的なことを習得するよりもまず、「いかにサッカーを好きになってもらうか」ということに指導の重きが置かれています。好きだからこそ、続けられる。訪問看護を好きになる人が少しでも増えるよう、小誌も引き続き工夫していきたいと思います。…多淵

訪問看護と介護 第19巻 第2号（通巻212号）2014年2月15日発行（毎月1回15日発行）

発行：株式会社医学書院 代表者：金原優 〒113-8719 東京都文京区本郷1-28-23

Published by IGAKU-SHOIN Ltd. 1-28-23 Hongo, Bunkyo-ku, Tokyo ©2014, Printed in Japan

1部定価：本体1,300円＋税 年間購読料（税込，送料弊社負担，年間12冊）：13,450円（冊子版）／

16,450円（冊子＋電子版／個人）／18,500円（冊子＋電子版／共有）／13,450円（電子版／個人）／15,500円（電子版／共有）

販売部：☎03-3817-5659 社内案内：☎03-3817-5600

『訪問看護と介護』編集室：☎03-3817-5787 FAX03-5804-0485 担当：多淵・杉本・早田

✉ houmon@igaku-shoin.co.jp Twitter <http://www.twitter.com/houmonkango>

医学書院ホームページ <http://www.igaku-shoin.co.jp/> ウェブマガジン「かんかん!」 <http://www.igs-kankan.com>

本誌に掲載する著作物の複製権・翻訳権・上映権・譲渡権・公衆送信権（送信可能化権を含む）は（株）医学書院が保有します。

本誌を無断で複製する行為（複製，スキャン，デジタルデータ化など）は，「私的使用のための複製」など著作権法上の限られた例外を除き禁じられています。大学，病院，診療所，企業などにおいて，業務上使用する目的（診療，研究活動を含む）で上記の行為を行なうことは，その使用範囲が内部的であっても，私的使用には該当せず，違法です。また私的使用に該当する場合であっても，代行業者等の第三者に依頼して上記の行為を行うことは違法となります。

【JCOPY】（社）出版者著作権管理機構委託出版物）

本誌の無断複製は著作権法上での例外を除き禁じられています。複製される場合は，そのつど事前に（社）出版者著作権管理機構

（☎03-3513-6969，FAX03-3513-6979，✉ info@jcopy.or.jp）の許諾を得てください。